

情報通信審議会 情報通信技術分科会
 広帯域移動無線アクセスシステム委員会（第 15 回）議事要旨（案）

- 1 日時
平成 22 年 12 月 17 日（金） 10：00～11：00
- 2 場所
総務省 8 階 第一特別会議室
- 3 出席者（敬称略）
 主 査： 安藤（東京工業大学大学院）
 構 成 員： 熊谷（（独）情報通信研究機構）、黒田（東京工科大学）、笹瀬（慶應義塾大学）、吉田（京都大学大学院）、若尾（（社）電波産業会）
 （委員会が必要と認める方：田村（情報通信技術委員会）、八木（情報通信ネットワーク産業協会）
 説明員：齋藤（UQ コミュニケーションズ（株））、上村（（株）ウィルコム）
 事務局： 田原、中里、和田、服部（総務省移動通信課）
- 4 配布資料

資料 2021-15-1	広帯域移動無線アクセスシステム委員会（第 14 回）議事要旨（案）	【事務局】
資料2021-15-2	広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告（案）に関する意見募集結果及び意見に対する考え方（案）	【事務局】
資料2021-15-3	広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告（案）概要	【事務局】
資料2021-15-4	広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告（案）	【事務局】
資料2021-15-5	諮問第 2021 号「広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「FWA システムを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」についての一部答申（案）	【事務局】

- 5 議事
開会にあたり、事務局から配布資料の確認があった。

（1）前回議事要旨の確認

安藤主査から、資料 2021-15-1 の広帯域移動無線アクセスシステム委員会（第 14 回）議事要旨（案）について確認がなされ、修正箇所等がある場合は、1 週間後を目処に事務局に連絡いただきたい旨の連絡があった。

(2) 委員会報告（案）意見募集の結果及び意見に対する考え方について

事務局より、資料 2021-15-2 に基づき、広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告（案）に関する意見募集結果及び意見に対する考え方（案）について説明があった。

主なやりとりは以下のとおり。

安藤主査： 本パブリックコメントでは、技術的条件に関する意見はなく、電波の安全性についての意見が多数提出された。電波防護指針は変更しておらず、その範囲内での高度化であるので問題ないと考えられるが、これまで電磁波熱効果に対する議論しか行っていないので、今後別途議論を重ね、考慮していかなければならない。

吉田専門委員： 電波と健康被害については、公的な調査においては、はっきりとした因果関係は明らかになっていない。ただ、不安を持たれている方がいるのも事実であるので、提出された意見の考え方としては、今回のパブリックコメントの対象外というだけでなく、現在の見解を丁寧に示すべきである。

安藤主査： 電波の安全性については総務省も説明会を開いており、現在どのような議論がなされているのか等、一般の方々にも知っていただくような書きぶりにする必要がある。対象外という表現だけでなく、電波防護指針の範囲内での高度化であることなど追記すべき。

笹瀬専門委員： 確かに対象外という表現は門前払いのようなイメージを抱かれかねないので、対応窓口やホームページを明示するのも案である。

安藤主査： いただいた意見を検討したところ、取りまとめた技術的条件案の変更には至らないと考えられるが、電波の安全性に関する現在の見解について追記することとし、委員会としてその考え方を公表する。

(3) 広帯域移動無線アクセスシステム委員会報告（案）について

事務局より、資料 2021-15-3、資料 2021-15-4、資料 2021-15-5 に基づき、取りまとめられた委員会報告（案）について説明があった。

主なやりとりは以下のとおり。

安藤主査： 委員会報告案の「審議経過」の第 15 回委員会の箇所に、提出されたパブリックコメントを踏まえ、電波の安全性について議論されたということと、「今後の検討課題」の箇所に、電波の安全性については注意深く検討していく必要があるというような文言を付け加えた方がよい。

高度化モバイル WiMAX の陸上移動局は EIRP で 28dBm 以下となっているが、高度化 XGP は EIRP で 27dBm 以下となる。この違いは何か。

上村説明員： XGP は陸上移動局の空中線電力や空中線利得を変更しておらず、偶然似たような値となったものである。

安藤主査： 干渉検討はスムーズにいったという認識でよいか。

若尾専門委員： 過去の委員会報告を活用しており、それほど混乱はなかったが、事

業者間調整が必要な箇所はそのように明記した。

事務局： BWA を導入した当初は、事業者が決まっておらず、GB も不明なままであったが、現在は事業者が決まっており、実際の GB に基づく検討がなされた。また、今回の高度化モバイル WiMAX は地域 WiMAX バンドでも使用されることを想定し、干渉検討を実施したことを申し添える。

安藤主査： それでは、先に口述したとおり追記、修正を行い、本委員会の報告として 12 月 21 日の情報通信審議会情報通信技術分科会にて報告を行うこととする。

(4) その他について

事務局から、指摘のあった箇所を修正し、12 月 21 日の情報通信審議会情報通信技術分科会にて一部答申があった後は、速やかに制度改正に向けて作業を行う旨報告があった。

以上